

## WWF 提出意見

2026 年 2 月 12 日

### ▼対象文書

- GX 推進法施行規則等を改正する省令等の一部を改正する省令
- GX 推進法第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令
- 実施指針
- 特別な配慮を必要とする者として輸送区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示
- 旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示
- GX 推進法の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示
- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準の一部を改正する告示

### ▼意見 1

#### ◇該当箇所

実施指針 4 条、附則

#### ◇意見

脱炭素成長型投資事業者排出枠の総割当量がパリ協定の 1.5 度目標および日本の温室効果ガスの排出削減目標に整合しているか定期的に検証し、結果を公表することを定めるべき。

#### ◇理由

今回提示された実施指針案では、企業からの届出に基づいて、経済産業大臣が脱炭素成長型投資事業者に脱炭素成長型投資事業者排出枠を割り当てる。しかし、各企業に割り当てられる排出枠の総量については上限が設けられていない。さらにベンチマーク水準を引き上げるペースや、グランドファザリングにおける削減率の計算では、パリ協定や日本の NDC における温室効果ガスの排出削減タイムラインが参照されていない。そのため、総割当量がこれらの削減目標に合致するか不明確であり、過剰になるおそれがある。

また、リーケージリスクの緩和や GX 関連技術への研究開発投資の勘案など、様々な補正・調整措置が盛り込まれている。対象事業者の過度な負担を回避するためのこうした配慮

は、制度導入直後ならば一定程度はやむを得ない。他方、それら補正・調整措置が積み重なった結果、最終的に割り当てられる排出枠がさらに膨らむ可能性がある。

こうした割当量の上振れリスクを踏まえれば、総割当量および対象事業者全体の排出削減の水準が、日本の NDC に整合しているか、ひいてはパリ協定の掲げる 1.5 度目標に整合しているか、モニタリングが欠かせない。政府は排出量取引制度小委員会での議論で、事前に総割当量を正確に示すことは困難との認識を示した(\*1)。しかし、将来の人口動態や経済予測などを基にしたシナリオ分析は、エネルギー基本計画等の議論でも活用されており(\*2)、十分に可能である。まずは正確性にこだわり過ぎることなく、おおよその割当量・削減量の見通しや規模をいくつか示し、議論の土台を得ることが重要である。

このようにして排出枠の総割当量の膨張を抑えることで、1.5 度目標や日本の NDC の達成に一步近づけることができる。また、取引市場での排出枠の需給も妥当な水準になり、ひいては炭素価格を一定水準に保つことが期待されるほか、GX 推進法の改正時における附帯決議(\*3) による国会の要請にも応えることができる。

なお、排出枠の総割当量や GX-ETS による排出削減を 1.5 度目標および NDC に整合させる場合、本来であれば総割当量に上限（キャップ）を設定することが必要である。早期に議論を開始するべきである。

\*1 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会（第 4 回）議事録（2025 年 10 月 17 日）, pp. 34-35

\*2 例えば、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第 66 回会合）資料 5（2024 年 12 月 3 日）, p. 9 など

\*3 衆議院「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」, 項目 10

## ▼意見 2

### ◇該当箇所

GX 推進法の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示 2 条 1 号、附則 2 項 1 号

### ◇意見

参考上限取引価格を 2030 年までに国際水準での炭素価格となるように価格上昇率を「3% + 物価上昇率」から引き上げるべき。

### ◇理由

政府案が示す価格水準では、2030年にかけて排出削減および脱炭素投資を十分に後押しできるか疑問が残る。予定されている価格の上昇率を基に計算した場合、物価上昇率を年率3%と想定しても、2030年時点で約5,500円/tに留まる。さらに、この値は上限であるため、実際の炭素価格はそれよりもさらに低い水準となることが懸念される。

一方、パリ協定の掲げる1.5度目標の実現に向けて、より高い水準の炭素価格が国際的には求められる。一例としてIEAのNZEシナリオでは、先進国経済における2030年時点の炭素価格として140ドル/t（約22,000円/t）が想定されている（\*4）。また、EU-ETSにおける排出枠の取引価格も既に近年10,000円/t程度で推移している（\*5）。排出量取引制度検討会では中国・韓国など近隣国のETSにおける炭素価格も参照されていた。しかし、EU-ETSと比較して導入されてからの時期が短く不確実な要素も多いこと、これまでに温室効果ガスを排出しながら経済発展してきた先進国としての責任を果たすことに鑑みると、近隣国の水準を過度に重視するべきではない。

また、気候変動対策に積極的な日本企業では、2030年時点で10,000円/tを超える内部炭素価格（ICP）を設定して対策を進めているところもある。制度導入直後では難しい場合でも、将来の予見可能な水準は少なくとも、こうした企業の意欲に応えるものである必要がある。

なお審議会では、ICPを設定する企業は排出原単位が元々相対的に良い傾向にあることや、ICP設定方法は企業によって様々で国が参照するべきでないことが指摘されていた（\*6）。だがICPは、日本企業が国際競争力、投資回収、技術転換の可能性を踏まえて、自らの脱炭素の取り組みを誘発しうる水準として自発的に設定したものである。したがって日本の炭素価格を設計する際に、実効性と受容性を同時に見ることが数少ない実証的な参照点といえる。設定方法が多様でも、企業経営や投資家の判断に役立つように一定の合理的な根拠を持ち、議論には十分参考になる。企業の取り組みだからといって国が参照するべきでないならば、例えば省エネ法のトップランナー制度も妥当性を失いかねない。

日本で十分な炭素価格を導入していくことは、炭素国境調整措置（CBAM）への備えにもなる。現状はEUが導入しているのみだが、将来的には他国にも広がる可能性もある。日本企業が不利益を被らず国際的な競争力を維持・強化できるように、また予見性を持って脱炭素投資を継続できるように、他国と遜色ない水準の炭素価格が求められる。

\*4 IEA (2023). "Net Zero Roadmap: A Global Pathway to Keep the 1.5°C Goal in Reach", p. 61

\*5 ICAP Allowance Price Explorer (<https://icapcarbonaction.com/en/ets-prices>) より計算。

\*6 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会（第7回）議事録（2025年12月19日），pp. 2-3

### ▼意見 3

#### ◇該当箇所

実施指針 12 条 3 号

#### ◇意見

カーボンクレジットの使用上限を厳格化する方向性と国際水準の質的要件を明示するべき。

#### ◇理由

カーボンクレジットの使用について排出実績量の 10%までとする上限が導入されることは最低限の歯止めとして必要な対応である。そのうえで、使用できる量の上限は段階的に厳しくし、将来のなるべく早い時点でゼロとすることの明示が求められる。

カーボンクレジットを短中期的な目標達成に用いることに対して、国際的には既に厳しい視線が注がれており、そうした動向と歩調を合わせるべきである。例えば SBTi では、自社バリューチェーンからの排出量を削減するための手段として、カーボンクレジットを充てることを除外している(\*7)。同様の点は国連の報告書でも指摘されている (\*8)。カーボンクレジットは自社バリューチェーン外における排出削減に貢献する限りにおいて活用されるのが本筋である。

加えて、カーボンクレジットの質的要件も重要であり、環境十全性を備えたものに限って活用されるようにするべきである。ICVCM は高品質なカーボンクレジットが満たすべき 10 の原則を定めており、追加性や永続性、環境面等とのコベネフィットといった点が挙げられている(\*9)。この点もまた、国際機関や専門家から成る「ネットゼロ政策に関するタスクフォース」の報告書で、推奨される政策として提示されている (\*10)。これらの質的要件を実施指針で明示することが必要である。なお、この点は、前述の GX 推進法の改正時における国会の附帯決議でも要請されている(\*11)。

前述した 10%の上限があってもなお J-クレジットの供給量は不足するとの指摘(\*12)もあるなか、需要を満たすために質の劣るカーボンクレジットをむやみに増やすことがあってはならない。J-クレジットの CORSIA への適格性が不十分な現状(\*13)では、国際水準を満たす質の確保が先決である。高品質なカーボンクレジットを補助的に用いるという原則を明らかにするためにも、上限の厳格化の方向性と国際水準の質的要件を実施指針に盛り込むべきである。

\*7 SBTi (2025). "SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 1.3", C12 など

\*8 The High-Level Expert Group on the Net Zero Emissions Commitments of Non-State Entities (2022). “Integrity Matters: Net Zero commitments by Businesses, Financial Institutions, Cities and Regions”, p. 19

\*9 ICVCM “The Core Carbon Principles” | <https://icvcm.org/core-carbon-principles/>

\*10 the Taskforce on Net Zero Policy, (2025). “COP30 REPORT: Policy matters: From pledges to delivery a decade after Paris”, p. 60

\*11 前掲 3, 項目 11

\*12 例えば自然エネルギー財団 (2025) 「排出量取引制度におけるクレジットの役割とは」 | <https://www.renewable-ei.org/activities/column/20251212.php>

\*13 ICAO Technical Advisory Body (2023). “TAB Assessment and Recommendations on Applications and Procedural Updates”, 4.3.11

#### ▼意見 4

##### ◇該当箇所

実施指針 別表第 1

##### ◇意見

発電部門のベンチマーク水準は同部門の脱炭素化を強く促すものにするべき。

##### ◇理由

日本の温室効果ガス排出量の 40%近くを電力部門が占めている(\*12)一方で、当該部門は太陽光や風力など既存の再エネ技術で排出削減を進められる。他部門にしわ寄せが生じないようにするためにも、電力部門での削減を確実に後押しする必要がある。

そうしたベンチマークとして、再エネを含めた全電源種の前単位平均に早期に移行させるべきである。もしそれがすぐには難しいのであれば、せめてガス火力の最も効率的な前単位などを 2030 年に向けて目指すべき水準とすることが求められる。現状の方向性では石炭火発への配慮から、2030 年時点でも石炭を含めた燃料ごとのベンチマークを一部使用している。しかし、石炭火発の早期退出を促すことは本来 ETS に期待すべき効果の 1 つであり、そうした早期退出を懸念してベンチマークを緩めることは本末転倒である。

加えて、2033 年度から導入される特定事業者負担金制度に円滑に移行できるようにすることも、ベンチマークを引き上げる目的となる。同制度では企業へのインセンティブがさらに強くなるため、それに先駆けてベンチマーク方式による無償割当も十分に減っていないなければならない。なお、海外の一部制度では無償割当から既に脱却しつつあり、GX-ETS でも現行のスケジュールを最低限遵守しながら、前倒しする余地がないか不断に検討するべき

である。

\*14 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2024年度）暫定データ」

## ▼意見 5

### ◇該当箇所

実施指針 附則

### ◇意見

制度見直しに関する検討・議論は透明性を確保したうえで幅広いステークホルダーの参加を確保すべき

### ◇理由

政府案は、事業活動の実施状況や諸外国における産業保護措置などの状況、二酸化炭素の排出動向などを勘案して、制度修正の必要性を経済産業大臣が検討する旨を定めている。制度運用開始後に時宜に応じた修正を行なうことは不可欠であるところ、議論する場やプロセスをより明確にする必要がある。

まず、これまでと同じく排出量取引制度小委員会で議論・検討することを少なくとも明示すべきである。現状案では、検討する場合の要素は例示されているものの、どのような場で議論するのか明確でない。加えて GX-ETS は広く社会の様々なアクターに関する制度であることから、その検討の公開を明確にしておくことが求められる。

また当該議論には、制度の直接の対象者となる脱炭素成長型投資事業者だけでなく、幅広いステークホルダーが参加できるようにするべきである。そのなかには、需要側企業や気候変動に精通した外部研究機関などが含まれる。例えば、気候変動イニシアティブ (JCI) に参加する企業 140 社など 210 団体は、2030 年温室効果ガス排出削減目標の達成と国際競争力の強化を同時に実現できるように、カーボンプライシングに関する提言を行なった(\*13)。

こうした多様な視点から、排出枠の割り当て状況が 1.5 度目標・NDC との間で適切か、対象事業者と非対象事業者との間における公平性は担保されているか、サプライチェーン排出削減に向けて炭素価格は十分な水準か、などを検討することで、社会全体での排出削減の進展に向けて GX-ETS の機能をさらに高めていくことが期待できる。

\*15 JCI (2024) 「【賛同 210 団体へ 5/24 更新】JCI カーボンプライシング提言：2030 年 GHG 排出削減目標と国際競争力強化の同時達成に向けて」